

平成30年度市民提案協働事業募集

市民提案協働事業とは、より効果的に地域の課題や多様化するニーズに対応するため、市民活動団体の特性を生かした提案を募集し、市民活動団体と市が協働で事業を実施するものです。皆様のご提案をお待ちしています。

募集する提案

①自由提案

市民活動団体が市と協働で実施したい事業について、自由な発想で提案するもの

②行政テーマ提案

市が設定した次のテーマについて、事業を提案するもの

▷東京2020大会に向けたパラリンピック気運の醸成

パラリンピック（パラスポーツ）の認知度を高め、パラスポーツの普及と理解促進を主題として、パラリンピックに向けた気運醸成を図る事業提案

▷女性活躍サポート事業

女性がその個性と能力を発揮してさまざまな分野で活躍できる環境づくりを進めるため、女性への支援や地域社会への啓発を目的とする事業提案

▷森林資源（山の恵み）をさまざまに活用して、青梅の森林・林業を元気に

地域の宝と言える森林資源の活用の方策や仕掛けづくりによる特産品や都市住民の体験メニュー事業提案

募集期間 4月2日（月）～27日（金）

応募できる団体 市内で市民活動を行っており、次の要件をすべて満たす団体

の要件をすべて満たす団体

▷定款（規約・会則）等を持ち、民主的な活動をしていること

▷5人以上で構成されていること

▷会計処理を適正に行っていること

▷組織および活動状況を公開していること

▷原則として1年以上継続して活動していること

▷暴力団の活動を助長する、または、暴力団の運営に資することとなる活動をしていないこと

対象となる事業 次の要件をすべて満たす事業

▷協定締結後から平成31年3月31日までに実施する事業

▷市内で実施される事業

▷地域課題や社会的課題の解決を目指す事業

▷協働で実施することにより効果が高まる事業

▷新規性・先進性の高い事業

▷確実に実施可能な事業

▷適正な予算である事業

▷成果目標が適正に設定されている事業

対象とならない事業

▷営利活動、政治活動、宗教活動または選挙活動を目的とするもの

▷他の助成金等の交付を受けるもの

▷公序良俗に反するもの

助成金 事業の実施に経費が必要な場合は、予算の範囲内で、1事業につき上限を20万円として助成金を交付します。

応募に必要な書類

①市民提案協働事業提案書

②事業計画書

③収支予算書

④提案団体の概要をまとめた書類

⑤スケジュール表

⑥定款（規約・会則）

⑦会報誌等（発行している場合）

応募方法 募集期間内に必要書類を直接市民活動推進課（市役所3階）へ提出

※土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時15分

その他

▷提案された事業は、第1次審査として書類審査を行います。第1次審査を通過した事業については、公開プレゼンテーション（5月下旬予定）を行います。

▷詳細は市ホームページ等でご確認ください。

問い合わせ 市民活動推進課

創業者への支援

市では、市内で新たに開業する方、開業して間もない方が安定して事業を営むため、次の支援を行っています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。下記へお問い合わせください。

1 おうめ創業支援センターBegin!

「おうめ創業支援センターBegin!」は、青梅市・青梅商工会議所・青梅信用金庫が共同で設置した創業者支援拠点で、専門家による創業相談が無料で受けられるほか、創業者向けのセミナーを開催しており、セミナーを修了して一定の条件を満たした方は産業競争力強化法の特定創業支援事業による認定を受けられます。

対象	これから起業・創業を開始しようと考えている方、創業後おおむね5年以内の方
施設の概要	創業に関する各種相談受付、創業セミナーの開催、コワーキングスペースの設置
支援内容	創業に関する相談は無料（創業セミナーの参加・コワーキングスペースの利用は一部有料）
募集時期	随時（創業セミナーは年2回程度開催）
問い合わせ	おうめ創業支援センターBegin! ☎24-2670

2 青梅市中小企業振興資金等融資制度（開業資金）

市内の創業者等の方が一定の条件を満たす借入れを行う場合に優遇利率を適用し、信用保証料について補助金による支援をしています。

対象	市内に住所を有し、市内で新たに事業を開始する方または開業後1年未満の方
制度の概要	所定の条件を満たす借入れについて優遇利率の適用および信用保証料の補助
助成内容	優遇利率の適用・信用保証料補助金の支給
募集時期	随時（ただし、金融機関等の審査によっては融資を受けられない場合があります）
問い合わせ	申請相談 青梅商工会議所 ☎23-0111 制度全般 市商工観光課商工労政係

3 空き店舗活用事業

特定創業支援事業による支援を受けた方が市内の空き店舗を利用して事業を開始する場合、店舗改修工事の費用について補助金による支援をしています。

対象	特定創業支援事業による認定支援を受け、市内で新たに事業を開始する方
制度の概要	空き店舗改修工事の費用相当額の一部を補助
助成内容	費用の2分の1以内（補助限度額100万円）
募集時期	随時
問い合わせ	市商工観光課商工労政係

平成30年度 東京都「地域の底力発展事業助成」 申請事業募集

事業主の方へ 退職金共済に加入を

市では、中小企業で働く従業員が退職金共済への加入を勧められています。中小企業の事業主であれば、パートタイマーを含む従業員を加入させることができます。掛金は事業主負担（全額免税扱い）です。なお、市ではこの共済（中小企業退職金共済・特定退職金共済）に加入している事業主に対し、従業員1人当たり1か月の掛け金5千円を上限に、その10分の1（年額最大6千円）を補助します。

都では、地域活動の担い手である町会・自治会が主催して行う地域の課題を解決するための取り組み（催し・活動等）を支援する事業助成を行っています。

募集期間 第2回：4月2日（月）～5月17日（木）、第3回：6月1日（金）～8月17日（金）、第4回：9月3日（月）～10月26日（金）

※募集期間内に事前相談および申請書案の提出が必要ですが、町会・自治会・対象事業

(A) 地域の課題解決のため
(B) (A)のうち都が取り組む特定施策の推進につながる取り組み5区分
(C) 複数の単一町会・自治会が共同して実施する地域の課題解決のための取り組み
(D) 単一町会・自治会が他の地域団体と連携して実施する地域の課題解決のための取り組み
その他 詳細は、都生活文化局市民活動推進課

お問い合わせ 同課 ☎03-5388-3166、市民活動推進課

申し込み 都生活文化局都民生活部地域活動推進課へ
お問い合わせ 同課 ☎03-5388-3166、市民活動推進課

申し込み・問い合わせ 中小企業退職金共済：市商工観光課商工労政係（市役所3階）
特定退職金共済：青梅商工会議所 ☎23-0111

23・0111

すでに加入している事業主の方へ

補助金交付申請の手続きをさせていただきます。※対象は、平成29年10月～30年3月分の払込済み掛け金

申請期限 4月20日（金）※土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）